

## 申立書類等チェックリスト

### 1 申立てに必要な費用

- 収入印紙（申立手数料）800円分

※未成年者1人につき収入印紙800円分が必要です。

- 郵便切手（連絡・送達等費用）3560円

（内訳）500円×2枚、84円×20枚、50円×15枚、  
10円×10枚、2円×10枚、1円×10枚

### 2 申立書類

- 未成年後見人選任申立書

- 申立事情説明書

- 親族関係図

※未成年者が複数の場合には、未成年者全員を記載した親族関係図を作成の上、各申立書に写しを添付してください。

- 未成年後見人候補者事情説明書（候補者の方がない場合には提出不要です。）

- 財産目録

- 相続財産目録（未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）

- 収支予定表

※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙（例：未成年後見人選任申立書の「申立ての理由」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

### 3 添付書類

※ 未成年者が複数の場合には、未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ **個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようご注意ください。**

- 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）

- 未成年者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）

- 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）

（未成年後見人候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））

- 未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）

- 未成年者の財産に関する資料

- 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - 不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
  - 負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
- 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - 不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- 未成年者の収支に関する資料
- 収入に関する資料の写し：年金決定通知書、給与明細書、奨学金受領書、家賃、地代等の領収書など
  - 支出に関する資料の写し：授業料がわかる領収書、納税証明書、国民健康保険料の決定通知書など
- 親権を行う者がいないことを証する資料（親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等）
- 申立人が利害関係を有することを証する資料（利害関係者からの申立ての場合に提出してください。）
- 未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料）
- 金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
  - 担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
  - 保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
  - 立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など
- 親族の意見書